

秦野市在宅障害者福祉手当支給条例の一部を改正することについて

秦野市在宅障害者福祉手当支給条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

在宅障害者福祉手当の対象者のうち精神障害者について、受給要件を緩和するため、次のとおり改正するものであります。

- (1) 受給資格の基準日を毎年 4 月 1 日から申請の日に変更すること。
- (2) 申請受付期間を廃止し、支給対象期間の始期を申請月の翌月とすること。
- (3) 受給者に義務付けていた毎年の状況報告を廃止すること。

秦野市在宅障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例

秦野市在宅障害者福祉手当支給条例（昭和44年秦野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「4月1日」を「手当の申請をする日」に改める。

第5条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「その内容を調査して手当の支給の中止、廃止又は継続を決定し」を「その内容を調査し、手当の支給の廃止を決定したときは」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「中止」を「廃止」に、「その年度の4月1日」を「その申請をする日」に改め、同項を同条第3項とする。

第7条の見出し中「支給期間」を「支給対象期間」に改め、同条第1項中「第4条第1項の表第3号又は第7号に定める者以外の者に係る手当の支給」を「手当の支給対象期間」に改め、「第5条第1項」の次に「又は前条第3項」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（支給対象期間の特例）

2 この条例による改正後の秦野市在宅障害者福祉手当支給条例第7条の規定にかかわらず、令和3年4月1日において1年以上本市の住民である在宅障害者について、第4条第1項の表第3号又は第7号の規定による手当の支給を受けようとする者が令和3年4月1日から同月30日までに申請をし、支給の決定を受けたときは、同月を支給対象期間の始期とする。

秦野市在宅障害者福祉手当支給条例の一部改正について

1 現況

本市では、在宅障害者の福祉の増進を図ることを目的として、昭和44年7月から身体障害者及び知的障害者を対象に在宅障害者福祉手当の支給を開始しました。

その後、平成14年度の制度改正において、精神障害者に係る事務の一部が県から市に移管されたことを踏まえて、平成15年度から精神障害者を支給対象に加えました。

しかし、その受給資格を「4月1日において1年以上本市の住民である者」としているため、4月2日以降に「1年以上」の要件を満たした方には、翌年の4月まで申請を待っていただいている状況です。

また、精神障害者手帳は身体・知的障害者の手帳とは異なり、有効期限があるため、法律により2年ごとに更新手続きをする必要が規定されていることや、更新時ごとに、都道府県知事の認定を受けるため、手帳の等級が変更となる可能性があることなどを考慮して、毎年4月中に状況報告の提出を義務付けていますが、短期間に支給対象者が窓口に集中する状況となっています。

2 見直し内容及び効果

申請期間（4月）まで待たなければならなかった支給申請を随時受け付け、支給開始の始期を申請月の翌月からにするとともに、状況報告の届出を廃止することで、申請者の手続負担の軽減・簡素化を図ります。

		改正前	改正後
新規申請	受給資格 基準日	4月1日において1年以上 本市の住民である者	申請する日において1年以 上本市の住民である者
	申請期間	4月1日から同月30日 まで	通年（随時）
継続	状況報告	毎年4月1日現在の状況を 届出	廃止

※改正後は、精神障害も身体障害及び知的障害と同様の扱いとなります。

議案第61号 秦野市在宅障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(手当の受給資格者)</p> <p>第3条 手当は、在宅障害者（前条第3号に規定する者については、<u>手当の申請をする日</u>において1年以上本市の住民である者）又はその者を保護し、若しくは養育する者に対して支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手当支給の申請)</p> <p>第5条 手当の支給を受けようとする者は、文書により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>前項</u>の申請があったときは、その内容を審査して手当の支給の可否を決定し、申請をした者に文書により通知するものとする。</p>	<p>(手当の受給資格者)</p> <p>第3条 手当は、在宅障害者（前条第3号に規定する者については、<u>4月1日</u>において1年以上本市の住民である者）又はその者を保護し、若しくは養育する者に対して支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手当支給の申請)</p> <p>第5条 手当の支給を受けようとする者は、文書により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の場合において、前条第1項の表第3号又は第7号の規定による手当の支給を受けようとする者は、4月1日から同月30日（それらの日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その翌日）までに申請しなければならない。</u></p> <p>3 市長は、<u>第1項</u>の申請があったときは、その内容を審査して手当の支給の可否を決定し、申請をした者に文書により通知するものとする。</p>

(届出等)

第6条 (略)

2 市長は、前項の届出があったときは、その内容を調査し、手当の支給の廃止を決定したときは、届け出た者に文書により通知するものとする。

3 前項の調査により手当の支給を廃止された者が、第3条第2項各号のいずれかに該当しなくなったときは、前条第1項の規定による申請をすることができる(第4条第1項の表第3号又は第7号の規定による手当を廃止された者については、その申請をする日において第3条に規定する受給資格者である場合に限る。)

(手当の支給対象期間及び支払期月)

第7条 手当の支給対象期間は、手当の支給を受けようとする者が第5条第1項又は前条第3項の規定による申請をした日の属する月の翌月から始め、その理由が消滅した日の属する月までとする。

(届出等)

第6条 (略)

2 第4条第1項の表第3号又は第7号の規定により手当を受給している者は、毎年4月1日現在の在宅障害者の状況について、同日から同月30日(それらの日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その翌日)までに文書により市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の届出があったときは、その内容を調査して手当の支給の中止、廃止又は継続を決定し、届け出た者に文書により通知するものとする。

4 前項の調査により手当の支給を中止された者が、第3条第2項各号のいずれかに該当しなくなったときは、前条第1項の規定による申請をすることができる(第4条第1項の表第3号又は第7号の規定による手当を中止された者については、その年度の4月1日において第3条に規定する受給資格者である場合に限る。)

(手当の支給期間及び支払期月)

第7条 第4条第1項の表第3号又は第7号に定める者以外の者に係る手当の支給は、手当の支給を受けようとする者が第5条第1項の規定による申請をした日の属する月の翌月から始め、その理由が消滅した日の属する月までとする。

2 第4条第1項の表第3号又は第7号に定める者に係る手当の

2 手当は、年額又は前項による月割額について、毎年度9月及び3月の2期に分割して支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(支給対象期間の特例)
- 2 この条例による改正後の秦野市在宅障害者福祉手当支給条例第7条の規定にかかわらず、令和3年4月1日において1年以上本市の住民である在宅障害者について、第4条第1項の表第3号又は第7号の規定による手当の支給を受けようとする者が令和3年4月1日から同月30日までに申請をし、支給の決定を受けたときは、同月を支給対象期間の始期とする。

支給は、手当の支給を受けようとする者が第5条第1項の規定による申請をした日の属する月（前条第4項の規定による申請に係る手当の支給については、その申請をした日の属する月の翌月）から始め、その理由が消滅した日の属する月までとする。

3 手当は、年額又は前2項による月割額について、毎年度9月及び3月の2期に分割して支給する。